

イナートガス装置の設置等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, S 編及び R 編

鋼船規則検査要領 D 編, N 編, S 編及び R 編

改正事項

イナートガス装置の設置等に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.5 規則において、火災安全設備コード (FSS コード) に従ったイナートガス装置の設置が載貨重量 20,000 トン以上のタンカーに要求されている。このうち、ケミカルタンカー及び液化ガス運搬船にあつては、特定の条件の下で、当該コードの要件に適合したイナートガス装置を設置する必要がない旨定められている。

2003 年に発生したフランス籍油／ケミカルタンカー（載貨重量 9,995 トン）の爆発事故を契機に、これまでイナートガス装置の設置が要求されていなかった載貨重量 20,000 トン未満のタンカーに対しても、同装置の設置等を要求する SOLAS 条約の改正の検討が開始された。併せて、FSS コードの見直し及びケミカルタンカーに対する特別要件を規定する IBC コードの見直しが行われてきた。

その結果、2014 年 5 月開催の IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、載貨重量 8,000 トン以上のタンカー（液化ガス運搬船を除く）に対して、FSS コードに適合した当該装置の設置を要求する SOLAS 条約第 II-2 章の改正並びに当該装置の仕様を定める FSS コードの改正が IMO 決議 MSC.365(93)及び MSC.367(93)として採択された。併せて、ケミカルタンカーにおけるイナーティング等の要件を改める IBC コードの改正が、同海上安全委員会及び 2014 年 4 月開催の IMO 第 66 回海洋環境保護委員会 (MEPC66) において、IMO 決議 MSC.369(93)及び MEPC.250(66)として採択された。

また、IACS は、イナートガス装置に対する要件を定めている IACS 統一規則 F20(Rev.6)を改正 FSS コードの要件と整合させるべく、当該統一規則の見直しを行い、統一規則 F20(Rev.7)として 2015 年 5 月に採択した。

今般、IMO 決議 MSC.365(93), MSC.367(93), MSC.369(93)及び MEPC.250(66)並びに IACS 統一規則 F20(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) FSS コードの改正に基づき、イナートガス装置の要件を R 編 35 章に規定した。
- (2) 載貨重量 8,000 トン以上のタンカー（液化ガス運搬船を除く）に対し、上記(1)に適合したイナートガス装置を設置する旨規定した。
- (3) 載貨重量 8,000 トン未満のタンカー（液化ガス運搬船を除く）に加えて、液化

ガス運搬船に設置するイナートガス装置の要件を FSS コードの改正及び IACS 統一規則 F20(Rev.7)に基づき改めた。